

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（政策調査課）

一 趣旨

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、常任委員会の所管事項を改めるための改正

二 内容

福祉保健医療委員会の所管事項から病院局を削除

三 施行期日

令和三年四月一日